第十五条第四十三項第一号」を「附則第十五条第四十二項第一号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十五項を同条第七十六項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条中第七十二項を第七十三項とし、第七十一項を第七十二項とし、第七十項を第七十一項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条中第六十八項を第六十九項とし、第六十七項を第六十八項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十三項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項の次に次の一項を加える。

61　法附則第十五条第二十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条に次の七項を加える。

85　政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二　法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

86　政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入した固定資産　次に掲げる金額の合計額

イ　当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した固定資産　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ　当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

87　政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二　法附則第十五条第四十五項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

88　法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

89　政令附則第十一条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

90　政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

91　政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

附則第七条第一項中「特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合」の下に「、同条第四十九項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合」を加え、「同条第四十七項及び第四十八項」を「同条第五十項及び第五十一項」に改め、同条第二項中「第四十七項第一号ロ」を「第四十九項、第五十項第一号ロ」に、「第四十八項第一号ロ」を「第五十一項第一号ロ」に改め、同条第九項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第十五項の表政令附則第十二条第四十六項の項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第四十九項第一号	人の居住の用に供する部分の床面積	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用するべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十九項第二号	人の居住の用に供する部分の床面積	居住専有独立部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用するべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
		居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用するべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。